

別表第15(第56条第2項)

地下水浄化基準(単位mg / L、ダイオキシン類についてはpg TEQ / L)

特定有害物質の種類	基準値	測定方法
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.01	規格K0102の55に定める方法
シアン化合物	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検出されないこと。	環境庁告示第64号付表1に掲げる方法
鉛及びその化合物	鉛として 0.01	規格K0102の54に定める方法
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.05	規格K0102の65.2に定める方法
砒素及びその化合物	砒素として 0.01	規格K0102の61.2又は61.3に定める方法
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.0005	環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
トリクロロエチレン	0.03	トリクロロエチレン0.03mg / L以下規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
ジクロロメタン	0.02	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2 ジクロロエタン	0.004	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1 ジクロロエチレン	0.02	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス 1, 2 ジクロロエチレン	0.04	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1 トリクロロエタン	1	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2 トリクロロエタン	0.006	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3 ジクロロプロペン	0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006	環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	0.003	環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02	環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン及びその化合物	0.01	規格K0102の67.2又は67.3に定める方法
ほう素及びその化合物	ほう素として 1	規格K0125の47.1若しくは47.3に定める方法又は環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

ふつ素及びその化合物	ふつ素として 0.8	規格K0102の34.1に定める方法又は環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10	亜硝酸化合物にあっては規格K0102の43.1に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法
ダイオキシン類		規格K0312に定める方法

#### 備考

- 1 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 ダイオキシン類については、別表第11に定めるダイオキシン類の規制基準の適用を受ける事業所に係るものに限り適用する。